第１章
基本的な姿勢

１ 都市計画マスタープラン策定の背景と目的
２ 都市計画マスタープランの位置づけ
３ 都市計画マスタープランの役割
４ 計画の前提
５ 北広島市の概況

1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

これからの都市づくりの共通指針として

都市計画の目的は、市民が安全・安心で快適な生活をおくり、企業などが効率的な経済活動を営めるよう、都市の計画的な発展を図り、快適な都市を形成することにあります。

都市づくり*は、複雑化する社会・時代の流れに即してあらゆる分野から検討や技術導入を図るなど、柔軟な対応が求められています。

■ 都市づくりにおける潮流 ■

1

現在、都市をとりまく環境は、人口減少や少子高齢化への対策、経済規模の縮小、地方創生の更なる推進、相次ぐ自然災害への対応など、様々な課題に直面しています。

2

これまでの都市づくりの考え方は、人びとの価値観やライフスタイルの変化などを踏まえ、市民の生活環境の質を高めていくことを基本としていました。
今後も人びとの生活の質を高めるため、持続的・効率的な都市経営を可能とする、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりが求められています。

3

今後も快適で活力ある都市構造の維持、強化に努めるため、市民や事業者、行政が将来のめざすべき都市像を共有し、都市づくりの方向を確認しながら、連携と協働*のもとに互いの責任と役割を担い、都市の活力を創出する取組が重要となっています。

都市をとりまく環境の変化は、北広島市（以下「本市」という。）においても例外ではありません。今後も都市としての活力を維持し、市民生活の安定と向上を図りながら、様々な課題に対処していかなければなりません。

以上のような認識のもとに、市民が将来の世代にわたって安全で安心して住み、暮らし続けることができる都市づくりを進めるための指針として、北広島市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定します。

■ 都市計画マスタープラン策定の目的 ■

本計画は、社会経済の動向を的確に踏まえながら、恵まれた環境を大切にし、市民が安全で安心して住み、暮らし続けることができる、環境と調和した快適な「北広島」をつくるため、その将来都市像を市民とともに描き、これからの都市づくりを進めるにあたっての市民・事業者・行政などが、互いに連携し協働して取り組んでいくための共通の指針とします。

＊都市づくり　「まちづくり」は、住環境（土地利用、道路、交通、公園、建築等）、自然環境などの都市整備や環境等のハード面と福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習などの人と人との関係性を含めたソフト面からなると考えられるが、本計画における「都市づくり」は、主にハード面にかかわるまちづくりを指すものとする。

＊協働　同じ目的のために、役割を分担し、ともに協力して働くこと。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの位置づけと他の計画等との関係

（１）都市計画マスタープラン策定の根拠

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本方針」として定めます。なお、この計画の名称は、「北広島市都市計画マスタープラン（第２次）」とします。

（２）都市計画マスタープランと他の計画等との関係

本計画は、「北広島市総合計画（第 6 次）*」を上位計画として、総合計画における都市づくりに関連する分野について、緑や環境、公共交通、福祉など他の分野別の計画とも整合を図り、これらが一体となって総合的に取り組まれることにより、めざす都市像が実現されます。

また、もう一つの上位計画である北海道が定める「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針*」（都市計画法第 6 条の 2）にも即して定めます。

（３）都市計画マスタープランの新たな計画について

当初計画は、平成 16 年（2004 年）に策定したのち平成 25 年（2013 年）に改訂を行い、令和 2 年（2020 年）に設定した目標年次に到達しました。

今回新たな計画として、それぞれに特色を持ち発展を遂げてきた本市の特徴である 5 つの地区（東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区）を結ぶ面的な公共交通ネットワークを再構築することで、本市にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワーク*の都市構造をめざすとともに、北海道及び本市に新たな価値と期待をもたらすボールパーク*が令和 5 年（2023 年）に開業を予定していることから、土地利用や都市交通体系の変化等に柔軟に対応できるものとします。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、市民の価値観・ライフスタイルの多様化、防災・減災意識の高まりなどの社会経済情勢や自然環境等の変化への対応、さらにはＳＤＧｓ*の達成に向けた取組など、これまでの施策等の検討及び実施状況を踏まえ、本市にふさわしい都市づくりをめざします。

【北広島市都市計画マスタープランの位置づけ】

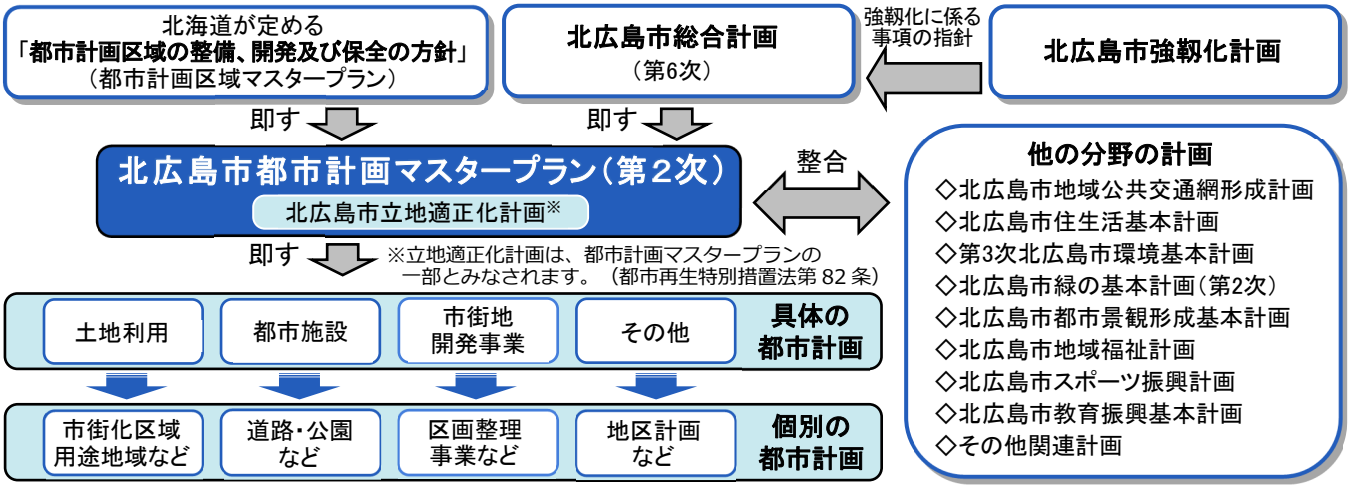

＊北広島市総合計画（第6次）	市町村の基本構想及び基本計画などの総称。（令和3年（2021年）度からの10年計画）
＊都市計画区域	都市計画法その他関係法令の適用を受ける土地の区域で、中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。
＊都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。
＊本市にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワーク	市全体からみて市街地を集中的にまとめるのではなく、5つに分かれている市街地を適切な規模に設定し、集積を高めることにより広がりを抑え、利便性の高い市街地を形成するという考え方。
＊ボールパーク	きたひろしま総合運動公園に整備される、35,000人収容規模の新球場を核とした地域の総称。
＊ＳＤＧｓ（エスディージーズ）	英語のSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

3 都市計画マスタープランの役割

市民と行政等が共通の目標をもち、連携・協働して取り組むための指針

本計画は、これからの本市の都市づくりの指針として、本市がめざす将来都市像と、その実現に向けた取組の方向性をまとめたもので、その担う役割は次のとおりです。

■ 都市計画マスタープランの役割 ■

1

本計画は、固定した完成図を示すのではなく、将来の都市づくりに向けた基本的な方針、理念を示すガイドラインです。

これからの都市づくりの土台となる要素をしっかりとしたものとし、その上に時代の変化から生ずる新しい可能性を受け入れながら、質の高い活力ある都市づくりに向けたガイドラインを示すものです。

2

具体の都市計画*を定める際の指針となります。

都市計画法の規定により、本市の定める具体の都市計画は、本計画に即すこととなります。また、地区レベルでの身近なまちづくりへの取組においても、その基本的な指針として活用していきます。

3

本市の都市づくりについて、市民と行政がともに考え、その将来の姿を共有します。

本計画は、連携と協働の都市づくりを進めるため、市民などの参加を得ながら策定しています。市民と事業者、行政が各々の役割を果たしながら、よりよい都市づくりを進めるために、計画づくりを通じ、本市の将来の姿についてともに考え、同じ将来像を共有します。

＊具体の都市計画　土地利用（市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域等）などの都市計画決定するもの及び都市計画事業。都市計画事業とは都市施設（道路・公園・下水道等）の整備に関する事業や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）などを指す。

4 計画の前提

中長期的な都市づくりの指針として

（１）めざす都市像

上位計画である北広島市総合計画（第６次）において、「自然と創造の調和した豊かな都市」を将来にわたるまちづくりのテーマとし、めざす都市像を次のように定めています。

【総合計画がめざす都市像と基本目標】

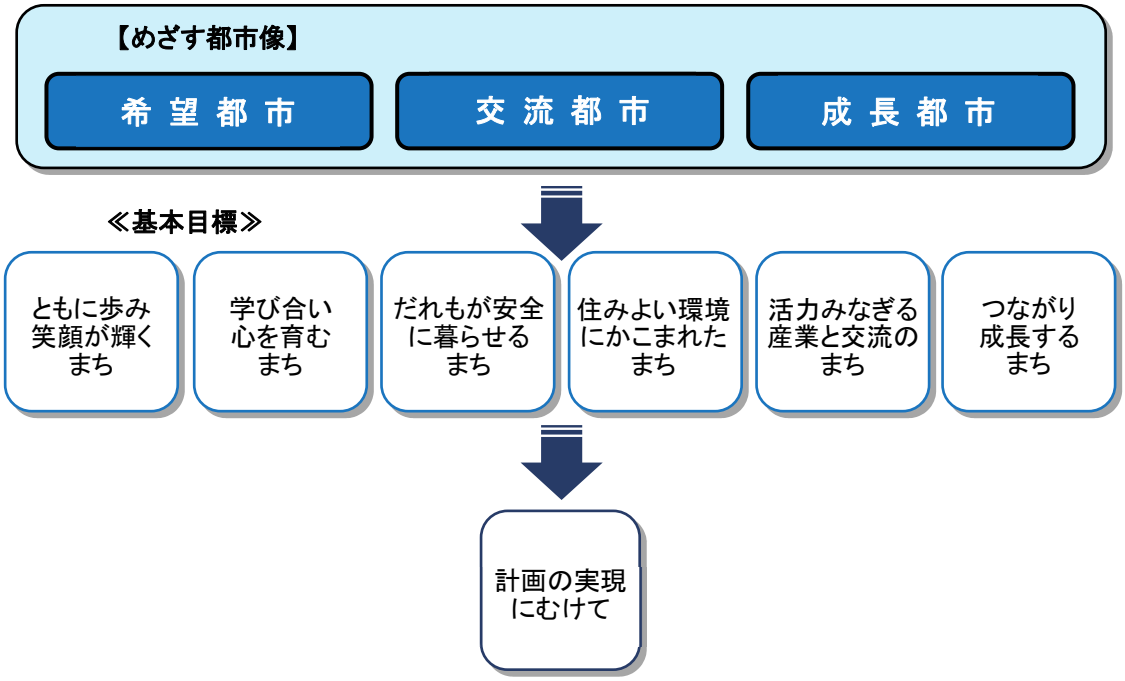

本計画は、これらの都市像などを前提に、その実現をめざす都市づくりの指針として定めます。

（２）目標年次

本計画の目標年次は、令和 12 年（2030 年）とします。

本計画は、事業計画のように全ての事業が目標年次までに達成するというものではなく、目標年次までの中長期的な都市づくりの基本的方向を示すものです。

（３）目標年次における推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成 30 年(2018 年)に公表した本市の推計人口は、平成 27 年(2015 年)の 59,064 人から、令和 2 年(2020 年)には 57,339 人、令和 12 年(2030 年)には 52,264 人になると推計されています。

（４）北広島市総合計画における将来目標人口

人口減少は、税収減による行政サービスの低下、地域コミュニティの衰退など市民生活に影響を及ぼす可能性があります。そのため、北広島市総合計画（第６次）では、重点プロジェクト*「人口増加プロジェクト」の推進により、定住人口の増加を図り、令和 12 年度(2030 年度)の目標人口を 60,000 人と設定し、持続可能なまちづくりに取り組むこととしております。

＊重点プロジェクト　北広島市総合計画（第6次）において、「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するため、基本計画の分野別計画に掲げる施策の中でも特に重点的に取り組むべき施策。分野の異なる施策や事業を一体的に展開することで、分野を横断した総合的な成果を上げることをめざしており、分野別計画に掲げる全施策の先導的な役割を果たすもの。

【社人研推計人口及び北広島市総合計画における将来目標人口】

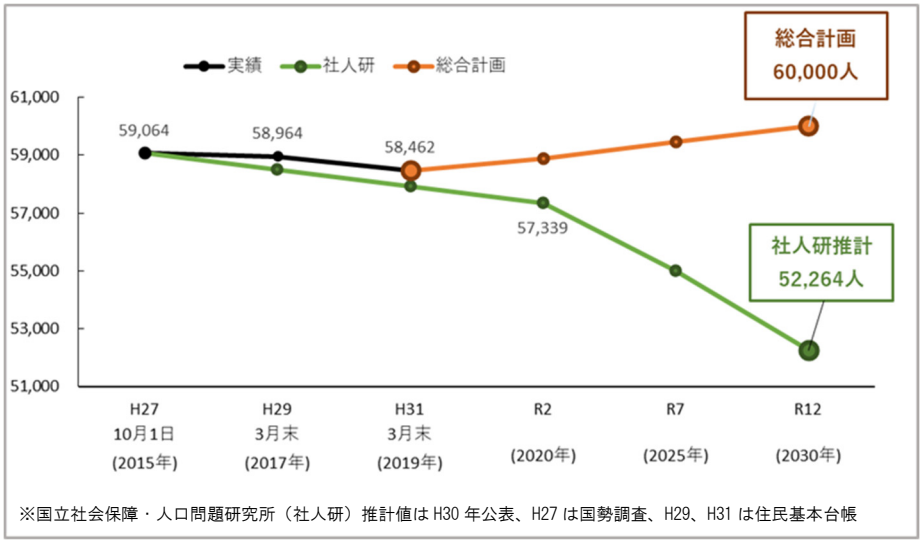

※国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計値は H30 年公表、H27 は国勢調査、H29、H31 は住民基本台帳

（５）計画の構成

本計画は、都市づくりの理念、目標、都市の将来像とその実現に向けての基本方針を示す「全体構想」と、市内を５地区（東部地区・西部地区・大曲地区・西の里地区・北広島団地地区）に分け、それぞれの地区の将来像を描く「地区別構想」から構成されています。

（６）計画策定の流れ

本計画は、市民アンケートによる意見を踏まえつつ、北広島市都市計画審議会に設置した北広島市都市計画マスタープラン策定専門委員会における検討を行い、北広島市都市計画審議会での提言により作成したのち、パブリックコメントを経て、北広島市都市計画審議会及び北広島市議会の議を経た上で、決定・公表しています。

【計画策定の流れ】

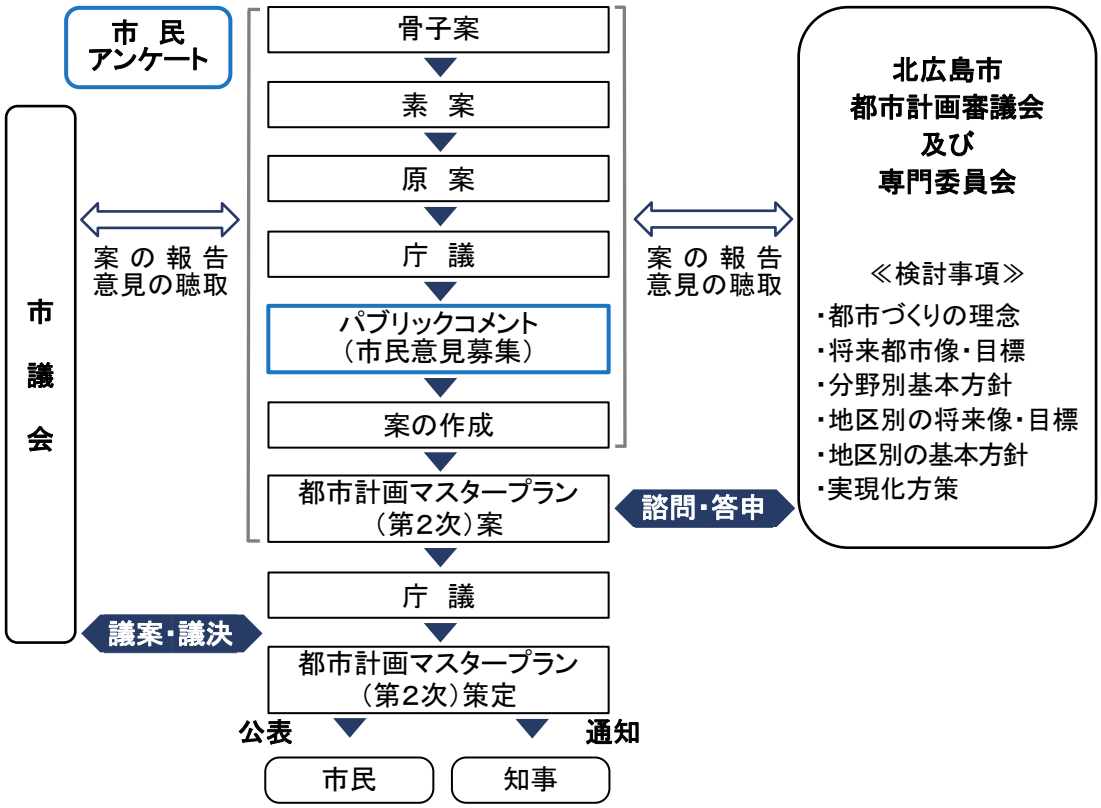

5 北広島市の概況

都市のすがた

（1）沿革

市名のもとになっている「広島」は、明治 17 年（1884 年）に広島県人 25 戸 103 人の入植によって開墾されたことに由来します。明治 27 年（1894 年）に月寒村から分離し「広島村」となり広島村戸長役場を開設、昭和 43 年（1968 年）に町制を施行して「広島町」となり、平成 8 年（1996 年）の市制施行により現在の「北広島市」に至っています。

（2）位置・地形

本市は、石狩平野南部に位置し、北西は道都札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に接している周囲約 52.5km、総面積 119.05 ㎢ の都市です。

地形は、南西部にある島松山付近を除いては、標高約 100m 前後の丘陵が各所にあって起伏に富んでいます。また、市内東部の低地には、水田などの農地が広がっています。

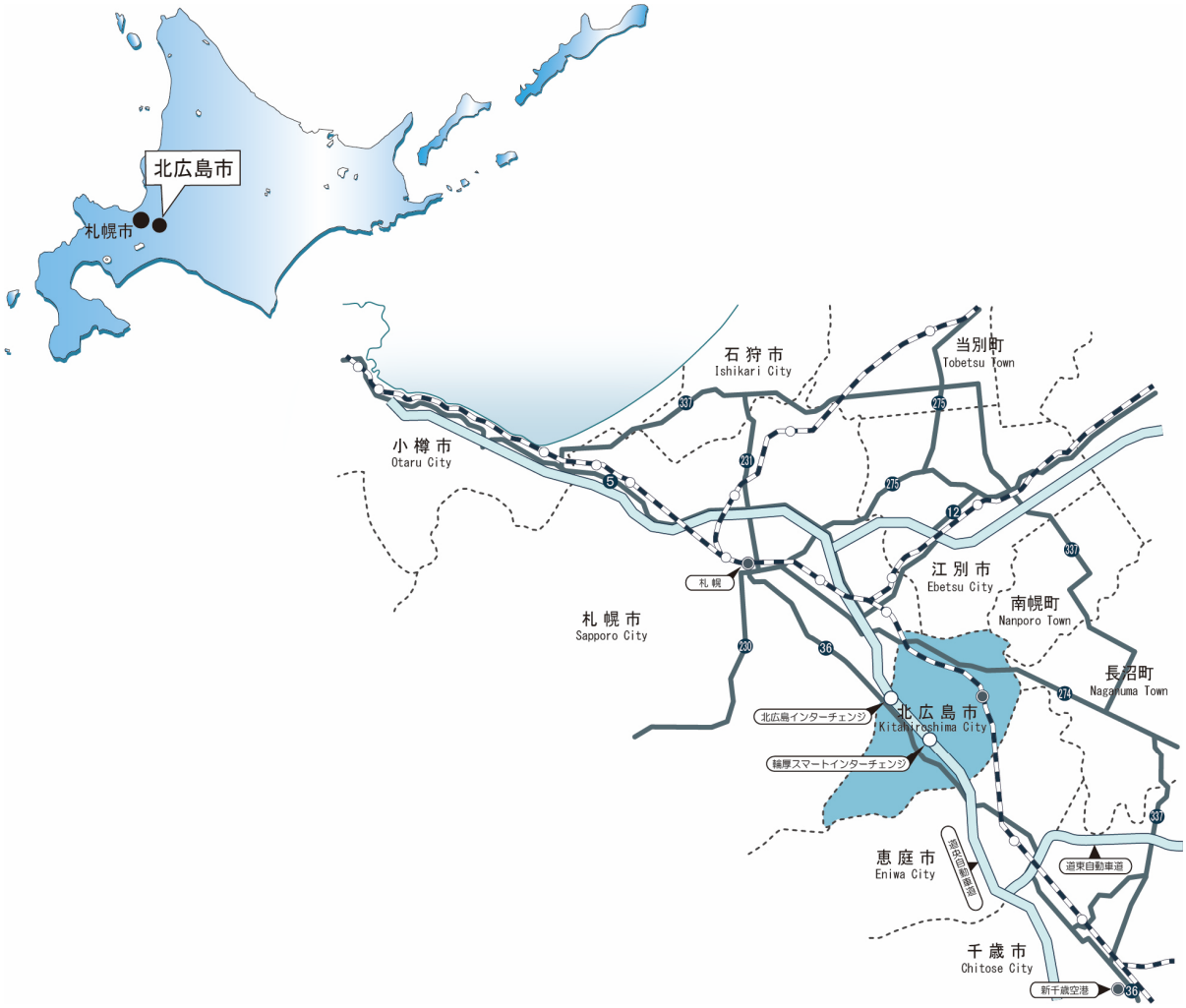

（３）人口の推移

本市の平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在の国勢調査における人口は 59,064 人となっています。人口の推移としては、昭和 45 年（1970 年）からの北広島団地造成とともに急増しており、平成 4 年（1992 年）には 5 万人に達しました。その後も増加を続けてきましたが、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では初めて減少に転じ、以降も減少傾向にあります。

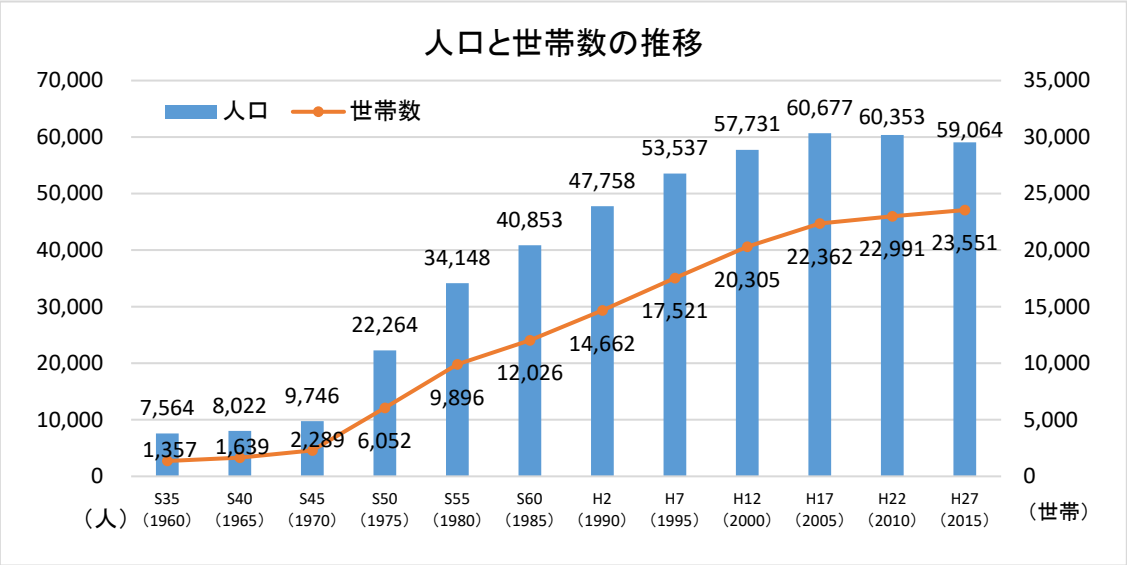

資料：国勢調査

（４）年齢別人口構成比の推移

平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在の国勢調査における年齢別人口構成割合は、0～14 歳人口が 12.3%、15～64 歳人口が 58.7%、65 歳以上人口が 29.0%となっています。年齢別人口構成割合の推移としては平成に入ってから、0～14 歳人口割合は減少傾向が、65 歳以上人口割合は増加傾向が大きくなっており、本市においても急速に少子高齢化が進展しています。

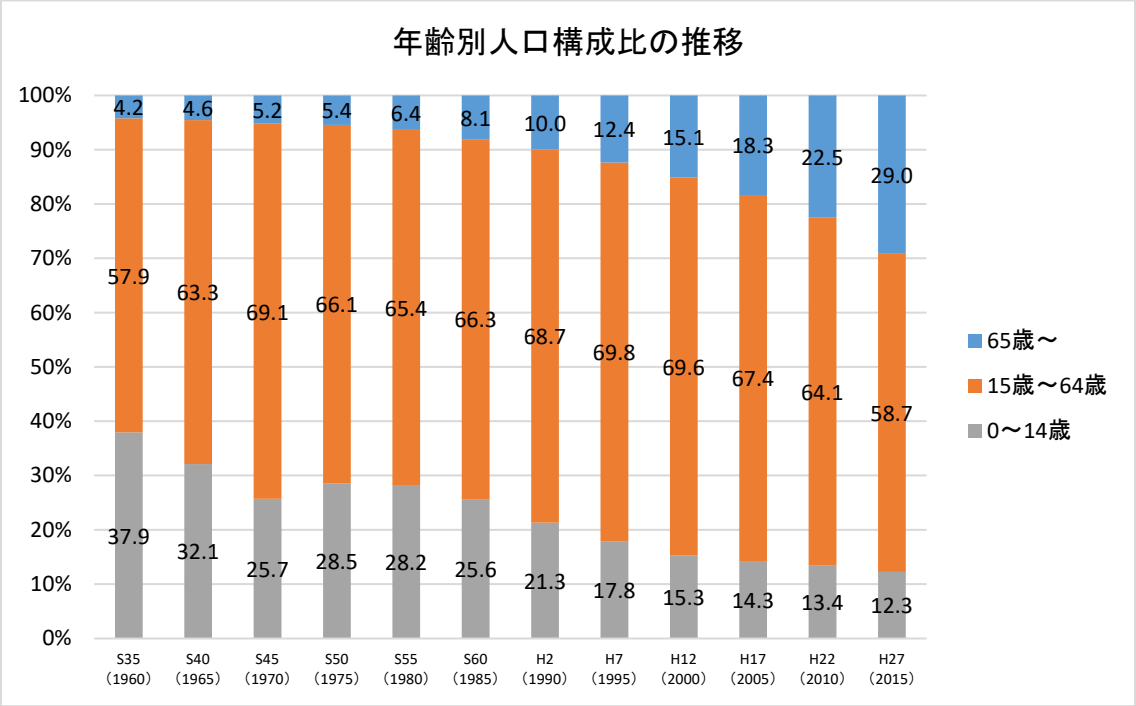

資料：国勢調査

（５）産業人口構成比の推移

平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在の国勢調査における産業別人口構成割合は、第 1 次産業が 2.2%、第 2 次産業が 17.8%、第 3 次産業が 80.0%となっています。第 1 次産業は昭和 40 年（1965 年）には 53.2%と半数以上を占めていましたが、その後急激に減少しました。

一方、第 3 次産業が昭和 50 年（1975 年）には 59.6%と半数以上となり、現在では本市の産業の大部分を占めています。

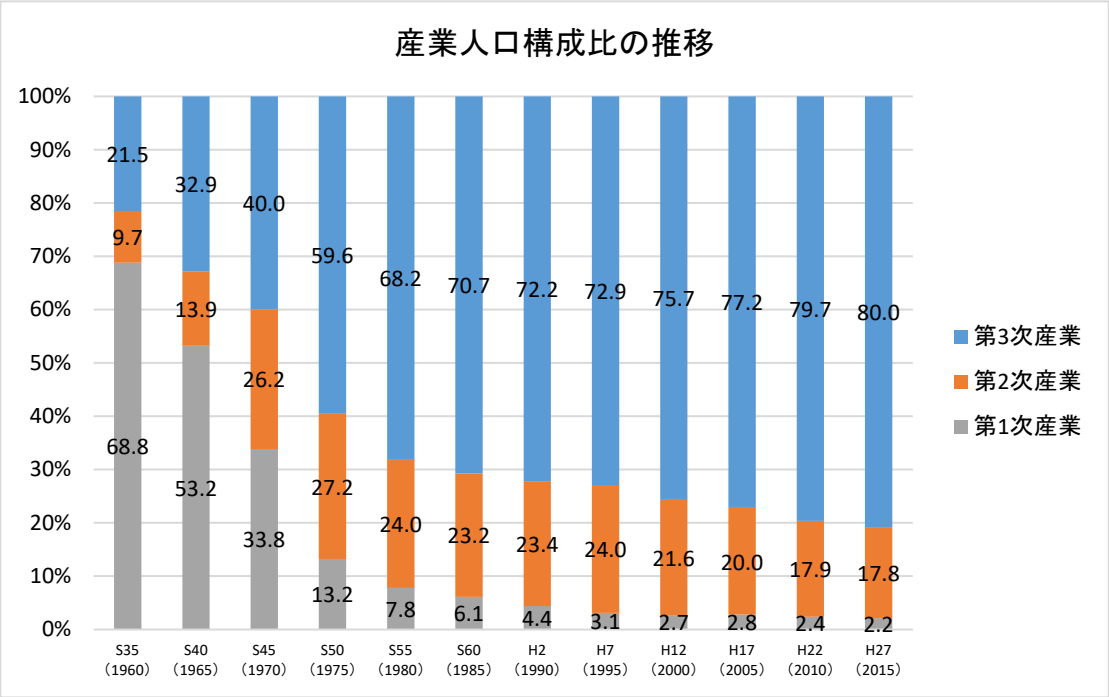

資料：国勢調査

（６）地目別土地面積比

令和元年（2019 年）度の本市における地目別の土地面積比は、畑が主体である農地が 18.0%（田 6.6%、畑 10.8%、牧場 0.6%）、宅地が 10.3%、池沼が 0.1%、山林が 30.1%、原野が 6.0%、雑種地が 15.6%、その他が 19.9%となっています。

本市はその多くが山林や農地、雑種地等で占められており、緑豊かな市街地を形成しています。

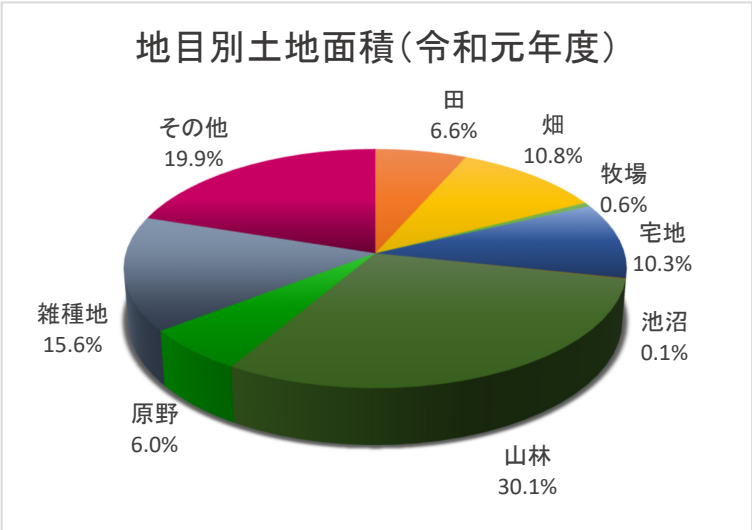

資料：固定資産概要調書

（７）都市計画

① 土地利用

本市は、市全域 11,905ha を都市計画区域に指定しており、そのうち市街化区域*が 1,765ha（14.8％）、市街化調整区域*が 10,140ha（85.2%）となっています。

令和２年（2020 年）度の市街化区域における土地利用（用途地域*による区分）は、住居系 60.2%、商業系 9.9%、工業系 29.9%となっており、住居系土地利用の比率が高くなっていますが、特に第一種低層住居専用地域が高い割合を占めています。

表 土地利用の状況（令和2年度） （単位：ha）

区分		面積	割合	市街化区域内 用途区分	面積	割合
市街化区域	住居系	1,061.9	8.9%	第一種低層住居専用地域	684.0	38.8%
				第二種低層住居専用地域	36.8	2.1%
				第一種中高層住居専用地域	200.0	11.3%
				第二種中高層住居専用地域	78.0	4.4%
				第一種住居地域	47.0	2.7%
				第二種住居地域	7.0	0.4%
				準住居地域	9.1	0.5%
	商業系	175.0	1.5%	近隣商業地域	104.0	5.9%
				商業地域	71.0	4.0%
	工業系	528.0	4.4%	準工業地域	161.0	9.1%
				工業地域	153.0	8.7%
				工業専用地域	214.0	12.1%
	計	1,764.9	14.8%	市街化区域内計	1,764.9	100.0%
市街化調整区域		10,140.1	85.2%			
合計		11,905.0	100.0%			

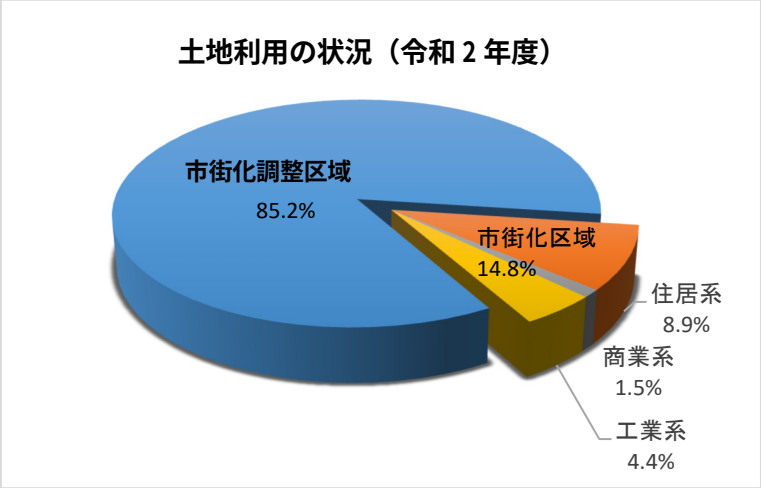

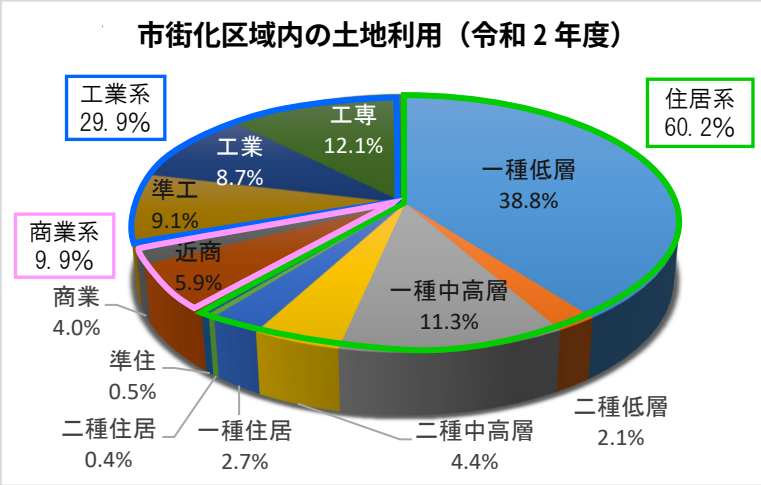

＊市街化区域 都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。「第２章４．将来都市構造」における都市地域を指す。また、本文中では市街地とも表現している。

＊市街化調整区域 市街化を抑制すべき区域。「第２章４．将来都市構造」における森林地域や農業地域を指す。

＊用途地域 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建蔽率及び高さについて制限を行う制度。主に、住居・商業・工業系に分かれ、13種類の用途地域が設定されている。

② 都市計画施設、市街地開発事業等

令和２年（2020 年）度における本市の都市計画道路は、36 路線、約 68km、都市計画公園・緑地は、61 箇所、約 126ha となっています。公共下水道は、令和２年（2020 年）４月１日現在、処理人口は 56,467 人、普及率 97.1%となっており高い整備水準にあります。

市街地開発事業については、これまでに新住宅市街地開発事業と土地区画整理事業を行っており、地区計画は 20 地区、約 313ha に導入されています。

表 都市計画施設等の状況 （令和2年度）

区 分	内 容・規 模	面積又は延長
都市計画道路	36路線	67,980m
都市計画公園・緑地	61箇所	125.82ha
公共下水道	計画処理人口 55,700人	1,771ha
その他都市施設	北広島市ごみ処理場	1.9ha
	バイオマス利活用施設	6.8ha
	輪厚川	2,420m
	北広島市火葬場	0.5ha
	北広島霊園	33.2ha
市街地開発事業	14地区	747.0ha
地区計画	20地区	312.7ha

本市は、札幌市に隣接し、豊かな自然や農地に囲まれた５つの地区（東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区）から成ります。